

株式交換に関する事前開示書類

(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 184 条に定める書面)

2021 年 12 月 28 日

フジトミ証券株式会社

2021年12月28日

## 株式交換に関する事前開示書類

東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目15番5号  
フジトミ証券株式会社  
代表取締役社長 細金 英光

当社は、2021年10月27日開催の取締役会において、2022年2月21日を効力発生日として、株式会社小林洋行（以下「小林洋行」といい、当社と小林洋行を総称して「両社」といいます。）を株式交換完全親会社とし、当社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、同日、両社の間で株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしました。

本株式交換に関する会社法第782条第1項及び会社法施行規則第184条に定める事前開示事項は下記のとおりです。

### 記

1. 株式交換契約の内容（会社法第782条第1項第3号）

本株式交換契約の内容は、別紙1のとおりです。

2. 交換対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第184条第1項第1号）

(1) 交換対価の総数及び割当ての相当性に関する事項

① 本株式交換に係る割当ての内容

	小林洋行 (株式交換完全親会社)	当社 (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る 割当比率	1	0.98
本株式交換により 交付する株式数	小林洋行の普通株式：3,009,981株（予定）	

(注1) 株式の割当比率

当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）1株に対して、小林洋行の普通株式（以下「小林洋行株式」といいます。）0.98株を割当交付いたします。ただし、小林洋行が保有する当社株式（2021年10月27日現在3,553,200株）については、本株式交換による株式の割当ては行いません。なお、上記表の本株式交換に係る割当比率（以下「本株式交換比率」といいます。）は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社で協議し合意の上、変更することがあります。

(注2) 本株式交換により交付する小林洋行株式の数

小林洋行は、本株式交換に際して、小林洋行が当社の発行済株式の全部（ただし、

小林洋行が保有する当社株式を除きます。)を取得する時点の直前時(以下「基準時」といいます。)の当社の株主の皆様(ただし、小林洋行を除きます。)に対して、その保有する当社株式に代えて、本株式交換比率に基づいて算出した数の小林洋行株式を割当交付いたします。割当交付する小林洋行株式には、小林洋行が保有する自己株式 550,246 株を充当し、新たに小林洋行株式 2,459,735 株を発行することといたします。

なお、当社は、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、当社が基準時の直前の時点において保有している自己株式(本株式交換に際して会社法第 785 条第 1 項の規定に基づいて行使される株式買取請求に係る株式の買取りによって当社が取得する自己株式を含みます。)の全部を、基準時の直前の時点をもって消却する予定です。本株式交換により割当交付する小林洋行株式の総数については、当社による自己株式の取得・消却等の理由により、今後修正される可能性があります。

(注 3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、小林洋行の単元未満株式(1 単元(100 株)未満の株式)を保有することとなる当社の株主の皆様におかれましては、小林洋行株式に関する下記の制度をご利用いただくことができます。なお、金融商品取引所市場において単元未満株式を売却することはできません。

イ 単元未満株式の買取制度(1 単元(100 株)未満株式の売却)

会社法第 192 条第 1 項の規定に基づき、小林洋行の単元未満株式を保有する株主の皆様が、その保有する単元未満株式を買い取ることを小林洋行に対して請求することができる制度です。

ロ 単元未満株式の買増制度(1 単元(100 株)への買増し)

会社法第 194 条第 1 項及び小林洋行の定款の規定に基づき、小林洋行の単元未満株式を保有する株主の皆様が、その保有する単元未満株式の数と併せて 1 単元(100 株)となる数の小林洋行株式を小林洋行から買い増すことができる制度です。

(注 4) 1 株に満たない端数の処理

本株式交換に伴い、小林洋行株式 1 株に満たない端数の割当交付を受けることとなる当社の株主の皆様に対しては、会社法第 234 条その他の関連法令の規定に基づき、その端数の合計数(合計数に 1 株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとします。)に相当する数の小林洋行株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて当該株主の皆様へ交付いたします。

② 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

イ 割当ての内容の根拠及び理由

小林洋行及び当社は、2021 年 7 月 28 日に、小林洋行から当社に対して本株式交換の提案が行われ、両社間で真摯に協議・交渉を重ねた結果、小林洋行が当社を完全子会社とすることが、両社の企業価値向上の観点から最善と考えるに至りました。

小林洋行及び当社は、本株式交換比率の決定にあたって公正性・妥当性を確保するため、それぞれ別個に両社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、小林洋行は、株式会社りそな銀行をファイナンシャル・アドバイザー

に、また、アドバンスト・ビジネス・ダイレクションズ株式会社（以下「アドバンスト・ビジネス・ダイレクションズ」といいます。）を第三者算定機関にそれぞれ選定し、当社は、株式会社 AGS コンサルティング（以下「AGS コンサルティング」といいます。）をファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関に選定いたしました。

小林洋行においては、下記（３）①「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、第三者算定機関であるアドバンスト・ビジネス・ダイレクションズから 2021 年 10 月 26 日付で受領した株式交換比率に関する算定書、リーガル・アドバイザーである弁護士法人淀屋橋・山上合同からの助言等を踏まえて慎重に協議・交渉を重ねた結果、本株式交換比率は妥当であり、小林洋行の株主の皆様の利益に資するものであるとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

当社においては、下記（３）①「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、第三者算定機関である AGS コンサルティングから 2021 年 10 月 26 日付で受領した株式交換比率に関する算定書、リーガル・アドバイザーであるシティニューワ法律事務所からの助言、支配株主である小林洋行との間で利害関係を有しない独立した委員から構成される特別委員会（以下「本特別委員会」といい、詳細については、下記（３）②「利益相反を回避するための措置」に記載のとおりです。）からの指示、助言及び 2021 年 10 月 26 日付で受領した答申書等を踏まえて慎重に協議・交渉を重ねた結果、本株式交換比率は、下記ロ「算定に関する事項」の b. 「算定の概要」に記載のとおり、AGS コンサルティングによる株式交換比率の算定結果のうち、市場株価法の算定レンジの上限を上回り、かつ、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF 法」といいます。）の算定レンジの範囲内でその中央値を上回るものであること、また、本株式交換比率に付されたプレミアムは、親会社による上場子会社の完全子会社化を目的とした他の株式交換事例のうち、簡易株式交換に該当しない事例におけるプレミアム実例に照らして相当な水準にあると考えられること等から、本株式交換比率は妥当であり、当社の株主の皆様の利益に資するものであるとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

上記のほか、両社は、それぞれが相手方に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて慎重に検討し、また、相手方の財務状況、業績動向、株価動向等を勘案し、交渉・協議を重ねてまいりました。その結果、本株式交換比率が妥当であり、それぞれの株主の利益に資するものであるとの判断に至り、本株式交換比率により本株式交換を行うことに合意いたしました。

なお、本株式交換比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議し合意の上、変更することがあります。

#### ロ 算定に関する事項

##### a. 算定機関の名称及び両社との関係

小林洋行の第三者算定機関であるアドバンスト・ビジネス・ダイレクションズ及び当社の第三者算定機関である AGS コンサルティングはいずれも、小林洋行及び当社からは独立した算定機関であり、小林洋行及び当社の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

## b. 算定の概要

アドバンスト・ビジネス・ダイレクションズは、小林洋行については、同社が株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第一部に上場しており、当社については、当社が東京証券取引所 JASDAQ（スタンダード）（以下「JASDAQ」といいます。）に上場しており、両社に市場株価が存在することから市場株価法を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するため、両社の業績の内容や予想等を勘案した DCF 法を採用して算定を行いました。なお、アドバンスト・ビジネス・ダイレクションズは、両社の直近最終事業年度（2021 年 3 月期）の営業利益が赤字であり、類似会社比較法においては適切な分析が困難であるため、類似会社比較法は採用しておりません。

アドバンスト・ビジネス・ダイレクションズは、市場株価法においては、2021 年 10 月 26 日を算定基準日として、小林洋行については、東京証券取引所市場第一部における算定基準日の終値、算定基準日から遡る過去 1 ヶ月間、過去 3 ヶ月間、過去 6 ヶ月間の各期間の終値単純平均値を採用し、当社については、東京証券取引所 JASDAQ における算定基準日の終値、算定基準日から遡る過去 1 ヶ月間、過去 3 ヶ月間、過去 6 ヶ月間の各期間の終値単純平均値を採用して算定しております。

また、DCF 法においては、小林洋行については、同社が作成した 2022 年 3 月期から 2024 年 3 月期までの財務予測、直近の業績動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮し、合理的と考えられる前提に基づく将来フリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことによって、企業価値や株式価値を算定しております。なお、割引率は 6.35%~7.94%を採用しており、継続価値の算定にあたっては永久成長法を採用し、永久成長率を 0%としております。当社については、当社が作成した 2022 年 3 月期から 2024 年 3 月期までの財務予測に基づく将来フリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことによって、企業価値や株式価値を評価しております。なお、割引率は 6.35%~7.94%を採用しており、継続価値の算定にあたっては永久成長法を採用し、永久成長率を 0%としております。

なお、アドバンスト・ビジネス・ダイレクションズが DCF 法の前提とした小林洋行及び当社の財務予測には、大幅な増益を見込んでいる事業年度を含んでおります。具体的には、小林洋行においては、当社における投資・金融サービス業の営業社員増員、営業社員の業績連動給の見直しによる営業経費の削減等の効果により、2022 年 3 月期の営業損失が 81 百万円（前期は 197 百万円の営業損失）、2023 年 3 月期の営業損失が 6 百万円（前期は 81 百万円の営業損失）、2024 年 3 月期の営業利益は 91 百万円（前期は 6 百万円の営業損失）となり、大幅な増益となることを見込んでおります。当社においては、投資・金融サービス業の営業社員増員、営業社員の業績連動給の見直しによる営業経費の削減等の効果により、2022 年 3 月期の営業損失が 1 百万円（前期は 109 百万円の営業損失）、2023 年 3 月期の営業利益が 52 百万円（前期は 1 百万円の営業損失）、2024 年 3 月期の営業利益は 141 百万円（前期比 171.4%の増加）となり、大幅な増益となることを見込んでおります。また、両社の財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

各評価方法による当社株式 1 株に対する小林洋行株式の割当株数の範囲に関する算定結果は、下記のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価法	0.883 ～ 0.943
DCF 法	0.945 ～ 1.075

アドバンスト・ビジネス・ダイレクションズは、株式交換比率の算定に際して、小林洋行及び当社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則として採用し、それらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っておりません。また、両社の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）については、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて、両社から提出された財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）に関する情報については、各社の経営陣により、当該提出時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。アドバンスト・ビジネス・ダイレクションズの算定は、2021年10月26日まで同社が入手した情報及び経済条件を反映したものとなります。

AGS コンサルティングは、小林洋行については、同社が東京証券取引所市場第一部に上場しており、当社については、当社が東京証券取引所 JASDAQ に上場しており、両社に市場株価が存在することから市場株価法を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するため、DCF 法を採用して算定を行いました。なお、AGS コンサルティングは、両社の直近最終事業年度（2021年3月期）の営業利益が赤字であり、類似会社比較法においては適切な分析が困難であるため、類似会社比較法は採用していません。

AGS コンサルティングは、市場株価法においては、2021年10月26日を算定基準日として、小林洋行については、東京証券取引所市場第一部における算定基準日の終値、算定基準日から遡る過去1ヶ月間、過去3ヶ月間、過去6ヶ月間の各期間の終値単純平均値を採用し、当社については、東京証券取引所 JASDAQ における算定基準日の終値、算定基準日から遡る過去1ヶ月間、過去3ヶ月間、過去6ヶ月間の各期間の終値単純平均値を採用して算定しております。

また、DCF 法においては、小林洋行については、同社が作成した2022年3月期から2024年3月期までの財務予測、直近の業績動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮し、合理的と考えられる前提に基づく将来フリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことによって、企業価値や株式価値を算定しております。なお、割引率は6.12%～7.12%を採用しており、継続価値の算定にあたっては永久成長法を採用し、永久成長率を0%としております。当社については、当社が作成した2022年3月期から2024年3月期までの財務予測に基づく将来フリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことによって、企業価値や株式価値を評価しております。なお、割引率は6.15%～7.15%を採用しており、継続価値の算定にあたっては永久成長法を採用し、永久成長率を0%としております。

なお、AGS コンサルティングが DCF 法の前提とした小林洋行及び当社の財務予測には、大幅な増益を見込んでいる事業年度を含んでおります。具体的には、小林洋行においては、当社における投資・金融サービス業の営業社員増員、営業社員の業績連動給の見直しによる営業経費の削減等の効果により、2022 年 3 月期の営業損失が 81 百万円（前期は 197 百万円の営業損失）、2023 年 3 月期の営業損失が 6 百万円（前期は 81 百万円の営業損失）、2024 年 3 月期の営業利益は 91 百万円（前期は 6 百万円の営業損失）となり、大幅な増益となることを見込んでおります。当社においては、投資・金融サービス業の営業社員増員、営業社員の業績連動給の見直しによる営業経費の削減等の効果により、2022 年 3 月期の営業損失が 1 百万円（前期は 109 百万円の営業損失）、2023 年 3 月期の営業利益が 52 百万円（前期は 1 百万円の営業損失）、2024 年 3 月期の営業利益は 141 百万円（前期比 171.4%の増加）となり、大幅な増益となることを見込んでおります。また、両社の財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

各評価方法による当社株式 1 株に対する小林洋行株式の割当株数の範囲に関する算定結果は、下記のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価法	0.90 ～ 0.92
DCF 法	0.87 ～ 1.07

AGS コンサルティングは、株式交換比率の算定に際して、小林洋行及び当社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則として採用し、それらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っておりません。また、両社の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）については、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて、両社から提出された財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）に関する情報については、各社の経営陣により、当該提出時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。AGS コンサルティングの算定は、2021 年 10 月 26 日までに同社が入手した情報及び経済条件を反映したものとなります。

## (2) 交換対価として小林洋行株式を選択した理由

当社及び小林洋行は、本株式交換の対価として、小林洋行株式を選択いたしました。

小林洋行株式は、東京証券取引所市場第一部に上場しており（なお、小林洋行は、2021 年 10 月 27 日開催の取締役会において、2022 年 4 月 4 日に移行予定の新市場区分について、スタンダード市場を選択する旨の決議を行っております。）、本株式交換の効力発生日以降も同市場において取引機会が確保されていること、また、当社の株主の皆様が本株式交換に伴うシナジー効果や企業価値の向上の効果を享受することが期待できることから、上記の選択は適切であると判断いたしました。

本株式交換により、その効力発生日である 2022 年 2 月 21 日（予定）をもって、小林洋

行は当社の完全親会社となり、完全子会社となる当社株式は東京証券取引所 JASDAQ の上場廃止基準に従って、2022年2月17日付で上場廃止（最終売買日は2022年2月16日）となる予定です。上場廃止後は、東京証券取引所 JASDAQ において当社株式を取引することはできなくなります。

当社株式が上場廃止になった後も、本株式交換の対価として交付される小林洋行株式は、東京証券取引所に上場しており、本株式交換の効力発生日以降も、東京証券取引所において取引が可能であることから、基準時において当社株式を103株以上保有し、本株式交換により小林洋行の単元株式数である100株以上の小林洋行株式の割当交付を受ける株主の皆様は、株式の保有数に応じて一部単元未満株式の割当てを受ける可能性はあるものの、1単元以上の株式については引き続き東京証券取引所において取引が可能であり、株式の流動性を確保できるものと考えております。

一方、基準時において103株未満の当社株式を保有する株主の皆様は、本株式交換により単元株式数に満たない小林洋行株式の割当交付を受けることとなります。単元未満株式については、東京証券取引所において売却することはできませんが、そのような単元未満株式を保有することとなる株主の皆様のご希望により、小林洋行の単元未満株式の買取制度又は買増制度をご利用いただくことが可能です。これらの取扱いの詳細については、上記（1）①「本株式交換に係る割当ての内容」の（注3）「単元未満株式の取扱い」をご参照ください。

また、本株式交換に伴い、1株に満たない端数が生じた場合における取扱いの詳細については、上記（1）①「本株式交換に係る割当ての内容」の（注4）「1株に満たない端数の処理」をご参照ください。

なお、当社の株主の皆様は、最終売買日である2022年2月16日（予定）までは、東京証券取引所 JASDAQ において、その保有する当社株式を従来どおり取引することができるほか、基準時まで会社法その他関係法令に定める適法な権利を行使することができます。

### （3）当社の株主の利益を害さないように留意した事項

#### ① 公正性を担保するための措置

小林洋行及び当社は、本株式交換の検討にあたって、小林洋行が既に当社株式3,553,200株（2021年9月30日現在の発行済株式（自己株式を除く。）の総数6,624,610株に占める割合（以下「保有割合」といいます。）にして53.64%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、保有割合の計算において同じです。))を保有し、当社が小林洋行の連結子会社に該当することから、本株式交換の公正性を担保する必要があると判断し、以下の措置を実施しております。

#### イ 独立した第三者算定機関からの算定書の取得

小林洋行は、本株式交換における株式交換比率の公正性・妥当性を確保するため、小林洋行及び当社から独立した第三者算定機関であるアドバンスト・ビジネス・ダイレクションズから、2021年10月26日付で、株式交換比率に関する算定書の提出を受けております。算定書の概要は、上記（1）②ロ「算定に関する事項」のb.「算定の概要」をご参照ください。なお、小林洋行は、アドバンスト・ビジネス・ダイレクションズから、本株式交換比率が財務的見地から妥当又は公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。また、アドバンスト・ビジネス・ダイ



レクシオンズの報酬は、本株式交換の成否にかかわらず支払われる固定報酬のみであり、本株式交換の公表や成立等を条件とする成功報酬は含まれておりません。

他方、当社は、本株式交換における株式交換比率の公正性・妥当性を確保するため、小林洋行及び当社から独立した第三者算定機関である AGS コンサルティングから、2021 年 10 月 26 日付で、株式交換比率に関する算定書の提出を受けております。算定書の概要は、上記（１）②ロ「算定に関する事項」の b.「算定の概要」をご参照ください。なお、当社は、AGS コンサルティングから、本株式交換比率が財務的見地から妥当又は公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。また、AGS コンサルティングの報酬は、本株式交換の成否にかかわらず支払われる固定報酬のみであり、本株式交換の公表や成立等を条件とする成功報酬は含まれておりません。

ロ 独立した法律事務所からの助言

小林洋行は、リーガル・アドバイザーとして弁護士法人淀屋橋・山上合同を選任し、本株式交換の諸手続を含む取締役会の意思決定の方法及び過程等について、法的な観点から助言を受けております。なお、弁護士法人淀屋橋・山上合同は、小林洋行及び当社から独立しており、両社との間に重要な利害関係を有しておりません。また、弁護士法人淀屋橋・山上合同の報酬は、本株式交換の成否にかかわらず支払われる固定報酬のみであり、本株式交換の公表や成立等を条件とする成功報酬は含まれておりません。

他方、当社は、リーガル・アドバイザーとしてシティユーワ法律事務所を選任し、本株式交換の諸手続を含む取締役会の意思決定の方法及び過程等について、法的な観点から助言を受けております。なお、シティユーワ法律事務所は、小林洋行及び当社から独立しており、両社との間に重要な利害関係を有しておりません。また、シティユーワ法律事務所の報酬は、本株式交換の成否にかかわらず支払われる固定報酬のみであり、本株式交換の公表や成立等を条件とする成功報酬は含まれておりません。

② 利益相反を回避するための措置

当社は、小林洋行が既に当社株式 3,553,200 株（保有割合にして 53.64%）を保有し、当社が小林洋行の連結子会社に該当することから、本株式交換について利益相反の疑義を回避する観点から、以下の措置を講じております。

イ 当社における、利害関係を有しない特別委員会からの答申書の取得

当社は、2021 年 7 月 28 日に小林洋行から本株式交換の提案を受け、2021 年 8 月 12 日開催の取締役会の決議（以下「特別委員会設置決議」といいます。）により、本株式交換に関し、当社の意思決定に慎重を期し、当社取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保するとともに、当該取締役会において本株式交換を行う旨の決定をすることが当社の少数株主にとって不利益なものでないかどうかについての意見を取得することを目的として、いずれも小林洋行と利害関係を有しておらず、当社の監査等委員かつ社外取締役として当社の事業内容や経営課題等について一定の知見があり、東京証券取引所に独立役員として届け出ている上村成生氏（税理士、上村成生税理士事務所）及び伊藤進氏（弁護士、明治大学名

誉教授)、並びに小林洋行及び当社と利害関係を有しておらず、M&A 業務に携わる専門家として本株式交換の検討を行う専門性・適格性を有すると判断される外部の有識者である片寄学氏(公認会計士、税理士、株式会社 J-TAP アドバイザリー代表取締役)の3名により構成される本特別委員会を設置しました。なお、当社は、当初からこの3名を本特別委員会の委員として選定しており、本特別委員会の委員を変更した事実はありません。また、各委員に対しては、その職務の対価として、答申内容にかかわらず固定額の報酬を支払うものとしております。

その上で、当社は、本株式交換を検討するにあたって、本特別委員会に対し、(i)本株式交換の目的の正当性・合理性(本株式交換が当社の企業価値の向上に資するかを含む。)、(ii)本株式交換の条件(本株式交換における株式交換比率を含む。)の公正性、(iii)本株式交換に係る交渉過程及び意思決定に至る手続の公正性、及び(iv)本株式交換の決定が当社の少数株主にとって不利益なものではないか(以下(i)から(iv)を総称して「本諮問事項」といいます。)について諮問いたしました。

また、当社は、特別委員会設置決議において、本特別委員会を当社取締役会から独立した合議体と位置づけ、本株式交換に関する意思決定にあたっては、諮問事項に対する本特別委員会の答申内容を最大限尊重するものとし、本特別委員会が取引条件が妥当でないと判断した場合には、当社取締役会は、本株式交換を承認しないこととする旨を決議しております。さらに、当社は、特別委員会設置決議において、本特別委員会に対して、適時に小林洋行との交渉状況の報告を受け、重要な局面で意見を述べ、指示や要請を行うこと等により、取引条件に関する交渉過程に実質的に影響を与えることができる権限、及び、必要に応じて本特別委員会独自の外部アドバイザー等を選任し(この場合の費用は当社が負担するものとしております。)、又は当社が選任する外部アドバイザー等について指名又は承認(事後承認を含む。)する権限を付与することを決議しております。

これを受けて、本特別委員会は、2021年8月24日に開催された第1回特別委員会において、当社が選任する外部アドバイザー等について、いずれも独立性に問題がないことを確認した上で、ファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として AGS コンサルティングを、リーガル・アドバイザーとしてシティユーワ法律事務所をそれぞれ選任することを承認するとともに、本株式交換に係る検討、交渉及び判断に関与する当社の取締役につき、小林洋行との間で利害関係の観点から問題ないことを確認し、本株式交換に係る検討・交渉を行う体制を構築いたしました。

本特別委員会は、2021年8月24日から2021年10月26日までに、委員会を合計7回開催したほか、会合外においても電子メール等を通じて、意見表明や情報交換、情報収集等を行い、必要に応じて随時協議を行う等して、本諮問事項に関し、慎重に検討を行いました。本特別委員会は、かかる検討にあたり、当社から、当社の事業内容・事業環境、主要な経営課題、本株式交換により当社の事業に対して想定されるメリット・デメリット、株式交換比率の前提となる当社の事業計画の策定手続等について説明を受け、質疑応答を行いました。また、小林洋行から、同社の事業内容・事業環境、本株式交換を提案するに至った検討過程、本株式交換によって見込まれるシナジーその他の影響の内容、本株式交換後の当社の経営体制の方針、株式交換比率の前提となる小林洋行の事業計画の策定手続等について説明を受け、質疑応答を行いました。また、当社のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である AGS コンサル

ティングから、小林洋行に対する財務・税務デュー・ディリジェンスの結果等に関する説明、並びに本株式交換における株式交換比率の評価の方法及び結果に関する説明を受け、質疑応答を行った上で、その合理性について検討しました（なお、AGS コンサルティングにおいても、株式交換比率の算定の基礎とされた小林洋行及び当社の各事業計画について、各社との質疑応答を通じてその合理性を確認しております。）。さらに、当社のリーガル・アドバイザーであるシティユーワ法律事務所から、本株式交換に係る当社取締役会の意思決定の方法及び過程、公正性を担保するための措置、利益相反を回避するための措置、本特別委員会の役割についての説明を受けるとともに、小林洋行に対する法務デュー・ディリジェンスの結果等に関する説明を受け、質疑応答を行いました。なお、本特別委員会は、小林洋行と当社の間における本株式交換に係る協議・交渉の経緯及び内容等につき適時に報告を受けた上で、小林洋行から本株式交換比率についての最終的な提案を受けるまで、複数回に亘り交渉の方針等について協議を行い、当社に意見する等して、小林洋行との交渉過程に実質的に関与しております。

本特別委員会は、かかる経緯の下、これらの説明、算定結果その他の検討資料を前提として、本諮問事項について慎重に審議及び検討を行い、(i) 本株式交換は、当社の企業価値の向上に資するものといえ、その目的は正当であり、合理性があると認められる旨、(ii) 株式交換比率を含む本株式交換の条件には公正性が確保されていると認められる旨、(iii) 本株式交換に係る交渉過程及び意思決定に至る手続には公正性が確保されていると認められる旨、及び(iv) 本株式交換の決定が当社の少数株主にとって不利益なものではないと認められる旨が記載された答申書を、2021年10月26日付で、当社取締役会に対して提出しております。

ロ 当社における、利害関係を有しない取締役全員（監査等委員を含む。）の承認

本株式交換に関する議案を決議した2021年10月27日開催の当社取締役会においては、利益相反を回避する観点から、当社の取締役7名のうち、小林洋行の代表取締役社長である細金成光氏と兄弟の関係にあり、かつ、保有割合にして3.00%の小林洋行株式を保有する細金英光氏、及び小林洋行の取締役業務部長を兼任している渡辺宏氏の2名は議案の審議及び決議には参加せず、両氏を除く他の取締役5名において審議の上、その全員一致により承認可決されております。

また、同じく利益相反を回避する観点から、上記細金英光氏及び渡辺宏氏は、特別委員会設置決議にも参加しておらず、また、当社の立場において本株式交換に係る協議及び交渉にも参加しておりません。

(4) 株式交換完全親会社となる小林洋行の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

本株式交換により増加する小林洋行の資本金及び準備金の額は以下のとおりです。これは、小林洋行の財務状況、資本政策その他の事情を総合的に考慮・検討し、法令の範囲内で決定したものであり、相当であると判断しております。

資本金の額	金0円
資本準備金の額	会社計算規則第39条の規定に従い、小林洋行が別途適当に定める額
利益準備金の額	金0円

3. 交換対価について参考となるべき事項（会社法施行規則第 184 条第 1 項第 2 号）

(1) 小林洋行の定款の定め

小林洋行の定款は、別紙 2 のとおりです。

(2) 交換対価の換価の方法に関する事項

① 交換対価を取引する市場

小林洋行株式会社は、東京証券取引所市場第一部において取引されております。なお、小林洋行は、2021 年 10 月 27 日開催の取締役会において、2022 年 4 月 4 日に移行予定の新市場区分について、スタンダード市場を選択する旨の決議を行っております。

② 交換対価の取引の媒介、取次ぎ又は代理を行う者

小林洋行株式会社は、全国の各金融商品取扱業者（証券会社等）において取引の媒介、取次ぎ等が行われています。

③ 交換対価の譲渡その他の処分に対する制限の内容

該当事項はありません。

(3) 交換対価の市場価格に関する事項

本株式交換契約の締結を公表した日（2021 年 10 月 27 日）の前営業日を基準として、1 ヶ月間、3 ヶ月間及び 6 ヶ月間の東京証券取引所市場第一部における小林洋行株式の終値の平均は、それぞれ 268 円、269 円及び 271 円です。

また、小林洋行株式の最新の市場価格等につきましては、東京証券取引所のウェブサイト（<https://www.jpx.co.jp/>）等でご覧いただけます。

(4) 小林洋行の過去 5 年間にその末日が到来した各事業年度に係る貸借対照表の内容

小林洋行は、いずれの事業年度においても金融商品取引法第 24 条第 1 項の規定により有価証券報告書を提出しておりますので、記載を省略いたします。

4. 本株式交換に係る新株予約権の定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 184 条第 1 項第 3 号）

当社は、新株予約権及び新株予約権付社債をいずれも発行していないため、該当事項はありません。

5. 計算書類等に関する事項（会社法施行規則第 184 条第 1 項第 4 号）

(1) 小林洋行の最終事業年度に係る計算書類等の内容

小林洋行の最終事業年度（2021 年 3 月期）に係る計算書類等の内容は、別紙 3 のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

① 当社

イ 当社は、2021年10月27日開催の取締役会において、小林洋行を株式交換完全親会社とし、当社を株式交換完全子会社とする本株式交換を行うことを決議し、同日、本株式交換契約を締結いたしました。本株式交換契約の内容は、別紙1のとおりです。

ロ 当社は、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、当社が基準時の直前の時点において保有している自己株式（本株式交換に際して会社法第785条第1項の規定に基づいて行使される株式買取請求に係る株式の買取りによって当社が取得する自己株式を含みます。）の全部を、基準時の直前の時点をもって消却する予定です。

② 小林洋行

小林洋行は、2021年10月27日開催の取締役会において、小林洋行を株式交換完全親会社とし、当社を株式交換完全子会社とする本株式交換を行うことを決議し、同日、本株式交換契約を締結いたしました。本株式交換契約の内容は、別紙1のとおりです。

6. 株式交換が効力を生ずる日以後における株式交換完全親会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第184条第1項第5号）

該当事項はありません。

以 上

## 別紙1 本株式交換契約の内容

次ページ以降をご参照ください。

# 株式交換契約書

株式会社小林洋行（以下「甲」という。）とフジトミ証券株式会社（以下「乙」という。）は、2021年10月27日付けで、以下のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

## 第1条（株式交換の方法）

甲及び乙は、本契約の定めるところに従い、甲を株式交換完全親会社とし、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、甲は、本株式交換により乙の発行済株式（但し、甲が有する乙の普通株式を除く。以下同じ。）の全部を取得する。

## 第2条（当事者の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

(1) 甲（株式交換完全親会社）

商号：株式会社小林洋行

住所：東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目15番7号

(2) 乙（株式交換完全子会社）

商号：フジトミ証券株式会社

住所：東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目15番5号

## 第3条（効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2022年2月21日とする。但し、本株式交換に係る手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙が協議し合意の上、これを変更することができる。

## 第4条（本株式交換に際して交付する株式及びその割当て等に関する事項）

1 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における乙の株主（但し、第7条に定める乙の自己株式の消却が行われた後の株主であって、甲を除く。以下「本割当対象株主」という。）に対して、その保有する乙の普通株式に代わり、その保有する乙の普通株式の合計数に0.98を乗じた数の甲の普通株式を交付する。

2 甲は、本株式交換に際して、各本割当対象株主に対して、その保有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式0.98株の割合をもって甲の普通株式を割り当てる。

- 3 前二項の規定に従って甲が本割当対象株主に対して割り当てるべき甲の普通株式の数に、1株に満たない端数がある場合には、甲は、会社法第234条その他の関係法令の規定に基づき処理する。

#### 第5条（甲の資本金及び準備金の額）

本株式交換に際して増加する甲の資本金及び準備金の額は、それぞれ次のとおりとする。

- (1) 資本金の額

金0円

- (2) 資本準備金の額

会社計算規則第39条の規定に従い、甲が別途適当に定める額

- (3) 利益準備金の額

金0円

#### 第6条（株式交換承認決議等）

甲及び乙は、効力発生日の前日までに、それぞれ株主総会における本契約の承認その他関係法令により必要となる手続を行うものとする。但し、本株式交換に係る手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙が協議し合意の上、これを変更することができる。

#### 第7条（自己株式の消却）

乙は、効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、基準時において保有する自己株式（本株式交換に関して行使される会社法第785条第1項に基づく反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって取得する自己株式を含む。）の全部を、基準時をもって消却するものとする。

#### 第8条（剰余金の配当等）

甲及び乙は、本契約締結後、効力発生日よりも前の日を基準日とする剰余金の配当を行わないものとし、かつ、効力発生日までの間のいずれかの日を取得日とする自己株式の取得（適用法令に従い株主の権利行使に応じて自己の株式を取得しなければならない場合を除く。）を行わないものとする。

#### 第9条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日まで、それぞれ善良なる管理者の注意をもってその業務の執行及び財産の管理、運営を行い、本契約において別途定める行為を除き、本株式交換に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲及び乙が協議し合意の上、これを行うものとする。



#### 第 10 条（本契約の変更又は解除）

本契約締結後効力発生日までの間において、甲又は乙の財産状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じ、又は判明した場合、その他本株式交換の目的の達成が困難となった場合には、甲乙協議し合意の上、本契約を変更し、又は本契約を解除することができる。

#### 第 11 条（本契約の効力）

本契約は、効力発生日の前日までに本契約について第 6 条に定める甲の株主総会又は乙の株主総会の承認が得られなかったとき、法令に定める関係官庁の認可若しくは承認が得られなかったとき、又は第 10 条に基づき本契約が解除されたときは、その効力を失うものとする。

#### 第 12 条（管轄裁判所）

本契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

#### 第 13 条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本株式交換に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上でこれを定める。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有する。

2021年10月27日

甲： 東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目15番7号

株式会社小林洋行

代表取締役社長 細 金 成 光



乙： 東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目15番5号

フジトミ証券株式会社

代表取締役社長 細 金 英 光





## 別紙2 小林洋行の定款

次ページ以降をご参照ください。

定 款

株式会社 小林洋行

# 定 款

## 第1章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、株式会社小林洋行と称し、英文ではKOBAYASHI YOKO CO., LTD. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むこと、ならびに次の事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む外国会社の株式または持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配、管理することを目的とする。

- (1) 商品先物取引法に規定する商品先物取引業
- (2) 金融商品取引法に規定する金融商品取引業
- (3) 商品投資顧問業
- (4) 次の物品の売買、輸出入およびその媒介、取次、代理業務
  - イ. 農産物、砂糖、コーヒー豆、生糸、乾繭、綿糸、毛糸
  - ロ. 金、銀、白金、パラジウム等の貴金属
  - ハ. 銅、アルミニウム等の非鉄金属
  - ニ. ゴム、天然ゴム、木材および合板
  - ホ. 原油およびガソリン、ナフサ、灯・軽油等の石油製品
  - ヘ. 宝石およびアクセサリー
  - ト. ブロイラー、鶏卵、牛肉、豚肉等の畜産物
- (5) 不動産の賃貸借および駐車場経営
- (6) 不動産の管理
- (7) 宅地建物取引業
- (8) 車両および絵画の賃貸借
- (9) 金銭貸付業
- (10) ゴルフ場の経営
- (11) 旅館およびホテル経営
- (12) 飲食店の経営
- (13) 生命保険契約の募集に関する業務
- (14) 損害保険代理業に関する業務
- (15) 医療に係る保証に関する業務
- (16) 保険業法に基づく少額短期保険業に関する業務

- (17) 損害保険契約および生命保険契約の仲介に関する業務
- (18) 太陽光発電システム、オール電化システムの販売および工事
- (19) 家電製品、環境関連商品の販売
- (20) LED照明の開発、製造、販売および設置工事
- (21) 広告業
- (22) 美容用品、化粧品、健康食品、食料品、水およびその他物品販売業
- (23) 産業機械および理化学研究機器の販売
- (24) コンピュータハードウェアおよびソフトウェアの開発、販売および保守管理
- (25) 映像コンテンツ配信業務
- (26) コンサルティング業務
- (27) 自然エネルギー等による発電および売電に関する業務
- (28) 電飾看板工事および電気工事の材料の販売ならびに工事
- (29) インターネット等を通じた通信販売業務
- (30) 学習塾等の運営、管理および経営
- (31) 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都中央区に置く。

(機 関)

第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、2,700万株とする。

(自己の株式の取得)

第 7 条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 9 条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第 10 条 当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。ただし、売渡請求があるときに当社がその請求により譲渡すべき数の自己株式を所有していない場合は、この限りではない。

(株主名簿管理人)

第 11 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第 12 条 当会社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

### 第3章 株主総会

(招 集)

第 13 条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 14 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者および議長)

第 15 条 株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。



2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第 16 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第 17 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 18 条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

## 第 4 章 取締役および取締役会ならびに監査等委員会

(取締役の員数)

第 19 条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、8名以内とする。

2. 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。

(取締役の選任方法)

第 20 条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第 21 条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3. 増員または補欠として選任された取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

4. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第 22 条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(常勤の監査等委員)

第 25 条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第 26 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(取締役への重要な業務執行の決定の委任)

第 27 条 当社は、会社法第399条の13第 6 項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の決議の省略)

第 28 条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第 29 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(監査等委員会規程)

第 30 条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

(取締役の報酬等)

第 31 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行として当社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 32 条 当社は、会社法第426条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第 1 項が定める最低責任限度額とする。

## 第5章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第33条 会計監査人は、株主総会の決議により選任する。

(会計監査人の任期)

第34条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の責任限定契約)

第35条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項が定める最低責任限度額とする。

## 第6章 計 算

(事業年度)

第36条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当基準)

第37条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

(中間配当)

第38条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第39条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

2. 前項の金銭には利息を付けない。

## 附 則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

当社は、第69回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力発生時以前の行為に関し、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

昭和 24 年 3 月 26 日	制 定
昭和 42 年 6 月 30 日	改 訂
昭和 46 年 11 月 26 日	改 訂
昭和 48 年 8 月 25 日	變 更
昭和 50 年 11 月 28 日	變 更
昭和 56 年 6 月 15 日	變 更
昭和 59 年 4 月 9 日	變 更
昭和 59 年 12 月 18 日	變 更
昭和 60 年 12 月 18 日	變 更
昭和 62 年 12 月 21 日	變 更
昭和 63 年 6 月 29 日	變 更
平成 2 年 2 月 8 日	變 更
平成 2 年 6 月 29 日	變 更
平成 2 年 10 月 4 日	變 更
平成 4 年 6 月 26 日	變 更
平成 5 年 6 月 28 日	變 更
平成 6 年 6 月 27 日	變 更
平成 7 年 6 月 28 日	變 更
平成 8 年 6 月 26 日	變 更
平成 9 年 2 月 18 日	變 更
平成 9 年 6 月 26 日	變 更
平成 10 年 6 月 26 日	變 更
平成 11 年 6 月 29 日	變 更
平成 12 年 1 月 12 日	變 更
平成 12 年 8 月 1 日	變 更
平成 13 年 6 月 28 日	變 更
平成 14 年 6 月 27 日	變 更
平成 15 年 6 月 27 日	變 更
平成 16 年 6 月 29 日	變 更
平成 18 年 6 月 29 日	變 更
平成 20 年 6 月 27 日	變 更
平成 21 年 6 月 26 日	變 更
平成 22 年 6 月 29 日	變 更
平成 23 年 6 月 29 日	變 更
平成 24 年 6 月 28 日	變 更
平成 25 年 6 月 27 日	變 更
平成 27 年 6 月 26 日	變 更
平成 28 年 6 月 29 日	變 更

別紙 3 小林洋行の最終事業年度（2021年3月期）に係る計算書類等の内容

次ページ以降をご参照ください。

# 事業報告

( 2020年4月1日から  
2021年3月31日まで )

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

##### (経済環境)

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染拡大の影響で経済活動が抑制されるなか、景気は急激に悪化するなど、厳しい環境で推移しました。一方で、感染拡大防止策を講じつつ経済活動を回していくなかで、各種政策の効果や海外経済の改善もあって徐々に持ち直しの動きも見られます。しかしながら、変異株等の流行による感染症の再拡大が懸念され、先行きは依然厳しい環境が続くと見込まれます。

##### (経営環境)

当社グループの主たる事業である投資・金融サービス業において、国内の商品市場は、危機的状況となったコロナショックの影響から、様々なリスクに対してヘッジ機能を持つ金に人気が集まり、期初は5,500円を割っていた金価格も8月7日には7,032円(期先)を付けるなど歴史的な急騰劇を演じました。一方で後半は、バイデン新政権の大型経済政策の期待感や新型コロナウイルス向けのワクチン接種の普及により、景気回復や経済正常化が進むことが期待されるなかで、投資家の資金が金市場から株式市場へとシフトしたため、金価格は大きく値を下げ場面もありました。しかしながら、感染拡大の収束が見通せないなか再拡大の懸念が材料視されたことにより、下値は底堅く推移しました。

国内の株式市場において、コロナショックで4月3日に17,646円50銭まで急落した日経平均株価ですが、米国の景気対策で上昇基調となった米国株式市場に後押しされる形で回復基調となりました。今年に入ると、バイデン新政権の発足に加え、上下両院を民主党政権で占める「トリプルブルー」を実現したことにより、大型経済政策やインフラ投資など米国の景気拡大が早々に実現されるという見方から、米国株式市場は堅調に推移しました。日経平均株価もそれを追随する形で上昇基調となり、コロナ禍で固

定費削減など各企業の構造改革が進むなか、日銀による金融緩和政策もあり、余剰資金が株式市場に流入する状態が続きました。そのため、日経平均株価は2月16日には30,714円52銭を付けるなど、約30年半ぶりの高値圏で推移しました。

生活・環境事業において、保険募集業務は、感染症の感染拡大で医療保険のニーズは一部で高まっておりますが、対面による営業自粛の影響や海外金利の低下で外貨建ての保険を中心に保険商品の販売が低調となりました。また、コロナ禍の影響を受け一部の業種で設備投資がストップしましたが、LED照明へのリニューアル需要は引き続き高水準で推移しました。

スポーツ施設提供業において、コロナ禍での新生活の娯楽の選択肢の一つにゴルフが見直されゴルフ人口の回復に繋がりました。また、例年悩まされる台風も今期は日本本土への上陸がなかったことで、ハイシーズンは比較的晴天に恵まれました。しかしながら、二度にわたる緊急事態宣言や感染拡大の収束が見通せないため、先行きの予測が難しい環境となりました。

不動産業においては、外国人観光客は、感染症の感染拡大の影響で、入国制限や水際対策の強化等により、ほぼゼロとなりました。特にインバウンド需要の恩恵を受けていたホテルは、その影響が顕著で、休業もしくは廃業せざるを得ない状況となりました。賃貸用マンションの入居率は、感染症の感染拡大の影響で悪化しましたが、昨年末より東京23区の都市部を中心に徐々に回復傾向となりました。

#### (業績)

このような事業環境のもと、投資・金融サービス業においては、感染症の感染拡大の影響で、セミナーやイベントの開催が制限されるなか、対面営業も大きな制約を受けました。この間、オンラインセミナーや動画配信サービスなどの非対面営業の強化に注力しましたが、対面営業を主体としているため、厳しい事業環境となりました。その結果、金融商品取引の受取手数料は1,011百万円（前連結会計年度比13.0%増）、商品先物取引の受取手数料は338百万円（同40.4%減）となったため、投資・金融サービス業の受取手数料は1,350百万円（同7.7%減）となりました。

生活・環境事業においては、生命保険・損害保険の募集業務では、コロナ禍で対面営業が制限されるなか、テレワークなどの非対面営業の強化に注力しながら、外貨建て保険の料率改定前の駆け込み需要の取り込みや紹介による大口案件を獲得等により、募集手数料は279百万円（同26.2%増）



となりました。また、LED照明等の販売においては、引き続き旺盛なり  
ニューアル需要に支えられ売上高は220百万円（同2.6%増）となりました  
が、コロナ禍による飲食店を中心とした設備投資の減速やイベント会場の  
閉鎖等により、広告用電設資材卸売業の売上高は363百万円（同13.5%減）  
となり、生活・環境事業の営業収益は864百万円（同6.0%減）となりまし  
た。

スポーツ施設提供業においては、当社が所有するゴルフ場（ゴールデン  
クロスカントリークラブ）では、一回目の緊急事態宣言の発令時の4月、  
5月には、来場者数は大幅に減少し売上高は前年比で47.8%の減収となり  
ました。一方で、例年苦戦を強いられる夏場は緊急事態宣言中の反動によ  
り、またハイシーズンには台風の上陸もなく天候に恵まれたため、売上、  
来場者数ともに前年に比べて増加しました。今年に入り二回目の緊急事態  
宣言が発令されると、再び自粛モードとなったため来場者数は減少しまし  
たが、状況に応じた料金設定により売上高はほぼ横這いとなりました。そ  
の結果、売上高は388百万円（同9.5%減）となりました。

不動産業においては、不動産賃貸では、当社グループが所有する賃貸用  
マンションは、高い入居率を維持し安定した収益源となりましたが、ビジ  
ネスホテルにつきましては、感染症の影響でインバウンド需要が皆無とな  
ったことで、一時休業するなど非常に厳しい事業環境となりました。また、  
不動産売買では、前半はコロナ禍もあって不動産市況の動向を見極めた新  
規仕入れとなりましたが、不動産業者との連携等に注力し販売用不動産の  
売却については、順調に進みました。その結果、売上高は612百万円（同  
2.6%減）となり、その他の事業を含めた営業収益は3,447百万円（同6.0%  
減）、営業総利益は2,273百万円（同4.4%減）となりました。

一方、営業費用は2,470百万円（同5.3%減）と減少したため、営業損失  
は197百万円（前連結会計年度は営業損失232百万円）、経常損失は133百万  
円（前連結会計年度は経常損失195百万円）となりました。また、投資有価  
証券売却益などの特別利益37百万円、減損損失などの特別損失65百万円を  
計上したため、親会社株主に帰属する当期純損失は122百万円（前連結会計  
年度は親会社株主に帰属する当期純損失141百万円）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

a. 投資・金融サービス業

当連結会計年度の投資・金融サービス業の営業収益は1,360百万円（前連結会計年度比9.4%減）、セグメント損失は102百万円（前連結会計年度は79百万円のセグメント損失）となりました。

b. 生活・環境事業

当連結会計年度の生活・環境事業の営業収益は864百万円（前連結会計年度比6.0%減）、セグメント損失は15百万円（前連結会計年度は32百万円のセグメント損失）となりました。

c. スポーツ施設提供業

当連結会計年度のスポーツ施設提供業の営業収益は388百万円（前連結会計年度比9.5%減）、セグメント利益は16百万円（同280.0%増）となりました。

d. 不動産業

当連結会計年度の不動産業の営業収益は612百万円（同2.6%減）、セグメント利益は245百万円（同8.5%増）となりました。

e. その他

当連結会計年度のインターネット広告業などの営業収益は220百万円（同18.0%増）、セグメント利益は18百万円（同0.1%増）となりました。

(営業収益の推移)

最近2事業年度における当社グループの営業収益及びその構成比は次のとおりであります。

(単位：千円)

区 分	第 73 期 ( 2019年4月1日から 2020年3月31日まで )		第 74 期 ( 2020年4月1日から 2021年3月31日まで )		
	金 額	構成比	金 額	構成比	
投資・金融サービス業		%		%	
受 取 手 数 料	商品先物取引	568,737	15.5	338,735	9.8
	金融商品取引所証拠金取引	894,985	24.4	1,011,632	29.3
	小 計	1,463,723	39.9	1,350,368	39.2
商品先物取引売買損益	△14,282	△0.4	—	—	
そ の 他	53,113	1.4	10,439	0.3	
合 計	1,502,554	41.0	1,360,807	39.5	
生 活 ・ 環 境 事 業					
生命保険・損害保険事業	276,500	7.5	279,851	8.1	
太陽光発電機・LED照明等の販売事業	214,438	5.8	220,110	6.4	
広告用電設資材卸売業	419,771	11.4	363,229	10.5	
そ の 他	8,982	0.2	1,536	0.0	
合 計	919,692	25.1	864,728	25.1	
ス ポ ー ツ 施 設 提 供 業	429,506	11.7	388,831	11.3	
不 動 産 業	628,627	17.1	612,069	17.8	
そ の 他 の 事 業	187,277	5.1	220,998	6.4	
合 計	3,667,657	100.0	3,447,435	100.0	

- (注) 1. 千円未満は、切り捨てて表示しております。  
 2. 構成比は、小数点第2位を四捨五入して表示しております。  
 3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

- ② 設備投資の状況  
 該当事項はありません。
- ③ 資金調達の状況  
 該当事項はありません。

- ④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況  
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況  
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況  
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況  
該当事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第71期 (2018年3月期)	第72期 (2019年3月期)	第73期 (2020年3月期)	第74期 (当連結会計年度) (2021年3月期)
営 業 収 益	3,255,464千円	3,391,861千円	3,667,657千円	3,447,435千円
親会社株主に帰属する 当期純損失(△)	△178,886千円	△168,506千円	△141,486千円	△122,330千円
1株当たり当期純損失(△)	△18円94銭	△17円84銭	△14円98銭	△12円95銭
総 資 産	14,929,414千円	14,621,312千円	15,081,826千円	14,197,780千円
純 資 産	9,548,917千円	9,085,562千円	8,692,500千円	8,707,685千円
1株当たり純資産	888円94銭	852円53銭	817円40銭	824円33銭

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
株 式 会 社 フ ジ ト ミ	百万円 1,200	% 53.63	商品先物取引業 金融商品取引業 生命保険・損害保険の募集 太陽光発電機・LED照明等の販売事業 不動産賃貸業、宅地建物取引業
株式会社日本ゴルフ倶楽部	90	100.00 (17.64)	ゴルフ場関連事業
株式会社小林洋行コミュニケーションズ	60	100.00	インターネット広告業
株式会社三新電業社	30	100.00	広告用電設資材総合卸売業 LED照明等の販売事業

- (注) 1. 百万円未満は、切り捨てて表示しております。  
2. 当社の議決権比率は小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。また（ ）内は、間接保有割合で内数であります。  
3. 当事業年度末日において特定完全子会社はありません。  
4. 看板資材株式会社は、2020年7月31日をもって清算終了しました。

### (4) 対処すべき課題

当社グループが置かれている経営環境は、厳しい環境が続いていることから、経営資源の最適な配分を図るために、グループ事業の選択・再構築を押し進めております。このような状況のもと、対処すべき課題は、次のとおりであります。

#### 《投資・金融サービス業》

当社グループの営業総利益のうち、投資・金融サービス業による営業収益への依存度が最も高くなっていることから、当該事業の拡大が最優先課題となっております。同部門においては、営業社員の金融リテラシーを向上させるとともに、顧客ニーズに応じた投資商品の提供や情報の発信を行い、顧客満足度のアップを図ってまいります。また、動画配信などの非対面営業手法を強化しつつ、セミナーやイベント等も幅広く行い、新規顧客の獲得及び既存顧客の取引拡大を目指してまいります。

### 《生活・環境事業》

保険募集業務では、社会情勢の変化と広範する顧客ニーズに応えるため、所属員の総合的なスキルアップを図り、ニーズに応じた保険商品の提案や付帯サービスの提供を充実させ、業容の拡大に努めてまいります。また、広告用電設資材卸売業においては、新型コロナウイルス感染拡大により、小売り店舗を中心に設備需要が落ち込んでおり、コロナ禍が長期化した場合にはより顕著に業績に影響することが予想されます。今後はより宣伝効果が期待できる新商品の提案型営業を推進し需要拡大を目指してまいります。LED照明等の販売事業は、LED導入による電力経費の大幅節減効果及び照明の快適性への評価は高いことから、長期的にはLED化へのリニューアル等の設備投資が続くと見込まれ、集合住宅や工場・倉庫を重点とした営業力を強化し、売上及び収益の拡大に注力してまいります。

### 《スポーツ施設提供業》

ゴルフ場事業では、ゴルフ人口・階層の推移を見極め、競争力のある価格設定を行うとともに、コースのメンテナンスと設備の改修並びにサービス向上に注力し、近隣ゴルフ場との差別化を図り、来場者の増加に繋げてまいります。

### 《不動産業》

不動産業において、既存の賃貸物件については、安定的な収益の確保を最優先とし、周辺の賃貸物件との競争力アップを目的とした設備投資を効率的に行ってまいります。また、短期間での効率的な資金回転を目指す販売事業と中長期に安定した賃料収入の確保を目的とした賃貸事業の双方を重視しながら、堅固な事業基盤を確立させ、持続的かつ安定した収益確保を目指してまいります。

これらの既存事業以外にも、継続的に安定した収益が期待できる事業分野に関しましては、新規参入を含めて検討してまいります。

株主の皆様には、今後とも一層のご指導とご鞭撻をよろしくお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

事業部門	主な事業内容
投資・金融サービス業	・商品先物取引業 ・金融商品取引業
生活・環境事業	・生命保険、損害保険の募集 ・太陽光発電機・LED照明等の販売事業 ・広告用電設資材卸売業
スポーツ施設提供業	・ゴルフ場関連事業
不動産業	・不動産賃貸業 ・宅地建物取引業
その他	・インターネット広告業

(6) 主要な営業所 (2021年3月31日現在)

① 当社

株式会社小林洋行	本社	東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目15番7号
----------	----	----------------------

② 子会社

株式会社フジトミ	本社	東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目15番5号
	支店	大阪支店 (大阪市中央区)
	営業所	福岡営業所 (福岡市中央区)
		熊本営業所 (熊本市中央区)
株式会社日本ゴルフ倶楽部	本社	東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目15番5号
株式会社小林洋行コミュニケーションズ	本社	東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目15番7号
	営業所	名古屋オフィス (名古屋市中村区)
		京都オフィス (京都市中京区)
		福岡オフィス (福岡市博多区)
株式会社三新電業社	本社	東京都練馬区練馬三丁目21番11号
	支店	日本橋オフィス (東京都中央区)

## (7) 従業員の状況 (2021年3月31日現在)

### ① 企業集団の従業員の状況

事業部門	従業員数	前連結会計年度末比増減
投資・金融サービス業	84 (10) 名	4名減 (2名増)
生活・環境事業	33 (8)	3名増 (1名増)
スポーツ施設提供業	11 (40)	1名減 (2名減)
不動産業	1 (0)	— (—)
その他	11 (0)	3名増 (4名減)
全社 (共通)	16 (2)	3名減 (1名増)
合計	156 (60)	2名減 (2名減)

(注) 1. 従業員数は就業員数であり、パート及び嘱託・派遣社員、臨時雇用は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 全社 (共通) として記載されている従業員数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

### ② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
3 (1) 名	2名減 (1名増)	46.4歳	23.3年

(注) 従業員数は就業員数であり、パート及び嘱託・派遣社員、臨時雇用は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

## (8) 主要な借入先の状況 (2021年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社りそな銀行	60,600千円

## (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

### (訴訟)

当社の連結子会社である株式会社フジトミが受託した商品先物取引、金融商品取引に関して2件の損害賠償請求事件が現在係争中であります。これは、当該子会社の不法行為により損害を被ったとして、当該子会社を被告として損害賠償請求を裁判所に提訴したものであり、損害賠償請求額は、41,879千円であります。これに対して当該子会社は、何ら不法行為は無かったことを主張しております。

なお、結審に至るまでは相当期間を要するものと思われ、現時点では結果を予想することは困難であります。



## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2021年3月31日現在)

- |               |             |
|---------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数    | 27,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数    | 10,094,644株 |
| ③ 株主数         | 17,514名     |
| ④ 大株主 (上位10名) |             |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 東 京 洋 行	2,788千株	29.52%
株 式 会 社 り そ な 銀 行	463	4.90
共 和 証 券 株 式 会 社	312	3.30
細 金 成 光	297	3.15
細 金 英 光	283	3.00
トウヨウ セキュリテイス` アジ`ア リミテツト`	231	2.45
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	219	2.32
細 金 千 恵 子	170	1.80
細 金 玲 子	156	1.65
株式会社日本カストディ銀行 (りそな銀行再信託分・リゾートトラスト 株式会社退職給付信託口)	121	1.28

- (注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示し、また、持株比率は小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
2. 当社は、自己株式を650,246株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
3. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### (2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

### (3) 会社役員 の 状況

#### ① 取締役 の 状況 (2021年 3月 31日 現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	細 金 成 光	株式会社小林洋行コミュニケーションズ代表取締役社長 株式会社日本ゴルフ倶楽部代表取締役社長 株式会社三新電業社取締役会長
常 務 取 締 役	大 丸 直 樹	株式会社三新電業社代表取締役社長
取 締 役	渡 辺 宏	業務部長 株式会社フジトミ取締役 株式会社日本ゴルフ倶楽部取締役 株式会社三新電業社監査役 株式会社小林洋行コミュニケーションズ監査役
取 締 役	瀧 澤 克 行	経営企画室長 株式会社小林洋行コミュニケーションズ取締役
取 締 役 ( 監 査 等 委 員 )	霞 信 彦	慶應義塾大学名誉教授 オーウイル株式会社社外取締役
取 締 役 ( 監 査 等 委 員 )	加 藤 周 二	株式会社マコト取締役会長 保土谷化学工業株式会社社外取締役
取 締 役 ( 監 査 等 委 員 )	西 田 章	西田法律事務所弁護士

- (注) 1. 取締役(監査等委員)霞 信彦氏、加藤周二氏及び西田 章氏は、社外取締役であります。
2. 当事業年度中の取締役の重要な兼職の異動状況は次のとおりであります。
- ・代表取締役社長細金成光氏は、2020年5月14日付で株式会社日本ゴルフ倶楽部の代表取締役社長に就任しました。
  - ・常務取締役大丸直樹氏は、2020年6月26日付で株式会社フジトミの取締役を退任しました。
  - ・取締役渡辺 宏氏は、2020年6月26日付で株式会社フジトミの取締役に就任しました。
3. 当社は、監査等委員の職務を補助するものとして、内部監査室を設置しており、同室が内部監査対応を担当することで監査等委員会の機能を支援することが十分可能であると判断されるため、常勤の監査等委員を選定しておりません。
4. 当社は、霞 信彦氏、加藤周二氏及び西田 章氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

#### ② 責任限定契約の内容の概要

当社と各監査等委員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、取締役(監査等委員)霞 信彦氏、加藤周二氏及び西田 章氏とも会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

#### ③ 役員等賠償責任保険の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務または業務につき行った行為(不作為を含む。)に起因して生ずることのある損害に対して、被保険者が負担する法律上の損害賠償金及び争訟費用を補償するものであります。

④ 取締役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月25日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「取締役」という。）の個人別の報酬等にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方針及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりであります。

a. 基本方針

当社の取締役の報酬は固定報酬のみとし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

b. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて、他社水準、当社の業績、従業員給与の水準も考慮しながら、総合的に勘案し決定するものとする。

c. 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針

当社の取締役の報酬は固定報酬のみとする。

d. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

当社の取締役の報酬は固定報酬のみとする。

e. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、代表取締役社長細金成光氏が委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の職責を踏まえ基本報酬の額を決定することであり、同氏に委任した理由は、当社及び当社グループ全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の業務執行について評価を行うには代表取締役社長が適任であると判断したためであります。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役(監査等委員を除く。) (うち社外取締役)	52 (一)	52 (一)	—	—	4 (一)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	18 (18)	18 (18)	—	—	3 (3)
合 計 (うち社外役員)	71 (18)	71 (18)	—	—	7 (3)

- (注) 1. 取締役(監査等委員を除く。)の報酬限度額は、2016年6月29日開催の第69回定時株主総会において年額150百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員を除く。)の員数は、3名(うち、社外取締役は0名)です。
2. 取締役(監査等委員)の報酬限度額は、2016年6月29日開催の第69回定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員)の員数は、3名です。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役（監査等委員）霞 信彦氏は、慶應義塾大学名誉教授及びオーウイル株式会社の社外取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）加藤周二氏は、株式会社マコトの取締役会長及び保土谷化学工業株式会社の社外取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）西田 章氏は、西田法律事務所弁護士であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ. 会社または会社の特定関係事業者の業務執行者または業務執行者でない役員との親族関係

該当事項はありません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役（監査等委員） 霞 信彦	当事業年度に開催された取締役会11回のうち11回に出席し、また、監査等委員会9回のうち9回に出席いたしました。長年にわたり大学・研究機関において、法務の研究に取り組み、その経験を通じて培った高い専門家としての学識・経験に基づき、取締役会では発言を行っており、その専門的視点から当社の監査や助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、監査等委員会において、当社のコンプライアンス並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。
取締役（監査等委員） 加藤周二	当事業年度に開催された取締役会11回のうち11回に出席し、また、監査等委員会9回のうち9回に出席いたしました。通商産業省（現 経済産業省）及び企業役員としての豊富な経験と幅広い見識により、取締役会では発言を行っており、外部の視点をもって経営の監視や適切な助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、監査等委員会において、当社のコンプライアンス並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。
取締役（監査等委員） 西田 章	当事業年度に開催された取締役会11回のうち11回に出席し、また、監査等委員会9回のうち9回に出席いたしました。長年にわたる弁護士としての豊富な経験と法律やコンプライアンスに関する専門知識により、取締役会では発言を行っており、当社の経営から独立した客観的な立場から監督や助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、監査等委員会において、当社のコンプライアンス並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。

#### (4) 会計監査人の状況

① 名称 Moore至誠監査法人

#### ② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	15百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	15百万円

- (注) 1. 当社子会社の株式会社フジトミは、アーク有限責任監査法人が会計監査人となっております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

#### ③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

#### ④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。なお、監査等委員会は、会計監査人の継続監査年数等を勘案しまして、再任もしくは不再任の決定を行います。

#### ⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社とMoore至誠監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨の規定を定款第35条に設けておりますが、責任限定契約は締結しておりません。

## (5)-1 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他当社の業務並びに当社及び当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制について決議した事項は、次のとおりであります。

### I 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社及び当社グループの全役職員は、法令並びに社会の構成員として企業人、社会人に求められる倫理や価値に基づき誠実に行動し、公正適正な経営を実現する。
- (2) 取締役会は、取締役会規程によりその適切な運営が確保されている。取締役会は毎月1回開催することを原則とし、必要に応じて随時開催している。取締役会により取締役間の意思疎通を図り、また、相互に業務執行を監督するとともに、必要に応じて外部の専門家を起用することで、法令・定款違反行為の発生を未然に防止する体制を構築している。  
取締役が他の取締役の法令・定款違反行為を発見した場合には、直ちに監査等委員会及び取締役会に報告し、その是正を図ることとしている。
- (3) 当社は監査等委員会設置会社であり、取締役の職務執行は、監査等委員会の定める監査の方針及び分担に従い、監査対象としている。

### II 業務の適正を確保するための体制

- (1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - ① 取締役の職務の執行に係る情報は文書または電磁的記録により管理、保存する体制としている。
  - ② 文書の保存期間その他の管理は文書管理規程に、電磁的記録の保存その他管理は情報資産管理規則により行う体制としている。
- (2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
リスクの管理については、迅速かつ的確に対応すべくリスク管理規程及び事業継続計画を整備し、事業の継続を確保するための体制を構築している。
- (3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - ① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、原則として月1回取締役会を開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催している。
  - ② 会社の業務執行に関わる重要事項は、事前に常務会において検討、審議のうえ取締役会において執行決定を行う体制としている。
  - ③ 取締役会の決定に基づく業務執行は、組織規程、業務分掌規程により、責任者及び権限の詳細について定めることとしている。

(4) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① コンプライアンス体制の基礎として、コンプライアンス規程及び倫理綱領を定めている。

② 法令及び社会倫理の遵守並びに内部監査のための体制として社長直轄の組織となる内部監査室を置き、次の業務を行う。

イ. コンプライアンス体制の整備及び維持のための調査を行う。その結果に基づき、必要に応じて各担当部署にて規則、ガイドラインの策定、研修の実施を行う。

ロ. 内部監査部門として業務の執行状況が定められた規程その他の基準に適合しているかどうかを定期的に監査し、結果について社長に報告するとともに執行部門にも還元し、業務執行の精度向上を図る。

③ 取締役は当社における重要な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には直ちに監査等委員会及び取締役会に報告し、是正を図る体制としている。

④ 法令違反その他コンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として、内部監査室を受領者とする社内通報窓口を設け、内部通報制度に基づいてその運用を行っている。

(5) 当社及び当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

① グループ会社における業務の適正並びに子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び同社の定款に適合することを確保するため、当社の役員が各会社役員等として関与し、各会社の業務執行の適正性を確保する体制としている。また、内部監査室は子会社の内部統制監査を実施して、リスク管理体制の有効性について評価し、その改善を図ることとしている。

② 子会社の経営意思を尊重しつつ、重要事項は関係会社管理規程に基づき当社に報告を求める体制としている。また、子会社との定期的な情報交換の場を設けて、問題意識の共有化並びに対応についての効率化を確保する体制としている。

(6) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項並びに監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性及び当該使用人に対する実効性の確保に関する事項

① 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、取締役会は監査等委員会と協議の上、補助すべき使用人を指名する体制としている。監査等委員会の職務を補助すべき取締役は置かないこととしている。



- ② 指名された使用人への指揮権は監査等委員会に移譲し、取締役会の指揮命令は受けないものとする体制としている。また、当該使用人が他部署の職務を兼任する場合には、監査等委員会の指示を最優先して従事しなければならない。
- (7) 取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制、その他の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査等委員は取締役会において取締役から重要な報告を受ける体制としている。また、必要に応じて業務執行に係る重要な事項について、取締役及び使用人に対して説明を求める体制としている。
- ② 「監査等委員会規程」及び「監査等委員会監査基準」に基づく独立性と権限により、監査の実効性を確保する体制としている。
- ③ 内部監査室及び会計監査人と密接な連携を保っており、それぞれの監査の結果が報告される体制により、自らの監査成果の達成を図る体制としている。
- ④ 当社及び子会社の取締役等及び使用人等は、内部通報制度を利用して、法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を社内通報窓口に通報できる体制になっており、通報内容は当社の監査等委員会または子会社の監査役に適時報告される。通報または監査等委員会へ報告した者が当該行為を理由に不利な取扱いがされないよう、内部通報規程に基づき、通報者を保護する体制としている。
- (8) 監査費用等の処理に係る方針  
監査等委員より監査費用の前払いまたは償還等の請求があった場合には、その職務の効率性及び適正性に留意し、監査業務に支障がないよう速やかに当該費用または債務を処理する。
- (9) 財務報告の信頼性を確保するための体制  
当社及び当社の子会社からなる企業集団は、財務報告に係る内部統制の基本方針に基づき、正確で信頼性のある財務報告を行う体制としている。
- (10) 反社会的勢力排除に向けた体制
- ① 当社は、役職員が業務を遂行する上での基本原則である倫理綱領に基づき、市民生活の秩序や安全に脅威を与え、企業の健全な事業活動を妨げる反社会的勢力との取引その他一切の関係を遮断し、反社会的勢力から不当な要求等を受けた場合には、組織全体として毅然とした態度で対応している。
- ② 倫理綱領に則り、反社会的勢力排除の統括管理部門である業務部の主導のもと、研修等の実施を通じて役職員へ周知させ、反社会的勢力との関係断絶に対する意識の向上に努める。
- ③ 反社会的勢力排除に向け、平素から警察や弁護士等の外部専門機関との連携を密にして情報交換を行い、迅速に対応できる体制を構築している。

## (5)-2 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記業務の適正を確保するための体制に関して、「内部統制システムの構築の基本方針」に基づき、体制の整備及びその運用に努めております。当事業年度における当該体制の運用状況の概要は次のとおりです。

### (1) 取締役の職務執行について

取締役会は、監査等委員3名を含む取締役7名で構成されております。当事業年度は、11回開催しており、各議案や各報告について、審議、業務執行の状況等の監督や相互間の意見交換を行っております。

### (2) 使用人の職務執行について

コンプライアンス体制の基礎として、「コンプライアンス規程」及び「倫理綱領」を定めており、使用人には、入社時に「倫理綱領」を配布し、法令遵守を周知徹底しております。また、社長直轄である「内部監査室」を設け、「内部監査実施要項」に基づき、各部門を定期的に監査しております。

法令違反その他コンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として、内部監査室を受領者とする社内通報窓口を設けております。また、外部窓口として顧問弁護士に依頼し報告を受けております。「内部通報制度規程」に基づき、内部監査室が運用を行い、その運用状況については適時取締役会に報告しております。

### (3) 当社グループにおける業務の適正を確保する取組みについて

当社グループにおいて、当社及び各子会社社長を構成員とする代表者会議を月例で開催しており、各子会社の業務執行の計画、月次の進捗状況等について報告を受け、助言等を行っております。

また、当社内部監査室は、「内部監査実施要項」に基づき、各子会社の内部統制監査を実施し、リスク管理体制の有効性について評価し、その改善を促し、当該結果を当社社長に報告しております。

### (4) 監査等委員の職務執行について

当事業年度において監査等委員会を11回開催しており、経営の適法性、コンプライアンスに関して意見交換を行い、取締役の業務執行について厳正な監視を行っております。また、取締役会では、経営の重要事項の決定や業務執行について有益な助言を行っております。

監査等委員会は、四半期ごとに会計監査人から監査、四半期レビューの概況及び結果の報告を受けており、会計監査人との連携を密にして監査を行っております。

## (6) 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、特に定めておりません。

# 連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>8,680,689</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>4,951,525</b>
現金及び預金	3,299,537	買掛金	66,490
委託者未収金	61,989	短期借入金	100,000
売掛金	141,193	1年内返済予定長期借入金	20,400
有価証券	100,000	未払法人税等	26,432
たな卸資産	393,549	預り証拠金	2,475,061
保管有価証券	257,031	受入保証金	1,987,921
差入保証金	3,857,751	その他の流動負債	275,220
委託者先物取引差金	402,847	<b>固 定 負 債</b>	<b>515,366</b>
預託金	48,000	長期借入金	40,200
その他の流動資産	123,208	繰延税金負債	55,511
貸倒引当金	△4,419	退職給付に係る負債	264,027
<b>固 定 資 産</b>	<b>5,517,090</b>	長期未払金	33,092
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>4,074,033</b>	その他の固定負債	122,534
建物	1,733,314	特別法上の準備金	23,202
土地	1,922,941	商品取引責任準備金	19,207
その他の有形固定資産	417,776	金融商品取引責任準備金	3,995
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>13,895</b>	<b>負 債 合 計</b>	<b>5,490,095</b>
ソフトウェア	7,058	<b>純 資 産 の 部</b>	
その他の無形固定資産	6,836	科 目	金 額
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>	<b>1,429,162</b>	株 主 資 本	7,665,274
投資有価証券	1,115,024	資 本 金	2,000,000
繰延税金資産	3,068	資 本 剰 余 金	888,408
その他の投資	366,386	利 益 剰 余 金	5,231,242
貸倒引当金	△55,317	自 己 株 式	△454,376
<b>資 産 合 計</b>	<b>14,197,780</b>	その他の包括利益累計額	120,056
		その他有価証券評価差額金	120,056
		<b>非 支 配 株 主 持 分</b>	<b>922,354</b>
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>8,707,685</b>
		<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>14,197,780</b>

# 連結損益計算書

( 2020年4月1日から  
2021年3月31日まで )

(単位：千円)

科 目	金 額	
営業収益	1,630,219	
受取手数	1,805,239	
売上の他	11,976	3,447,435
営業収益		1,174,263
営業費用		2,273,171
販売費及び一般管理費	2,470,522	2,470,522
営業外収益		197,351
受取利息	3,290	
受取配当金	31,721	
受取保険金	834	
貸倒引当金の戻入	16,539	
その他	17,840	70,226
営業外費用		
支払利息	1,243	
その他	5,244	6,487
特別利益		133,612
商品取引責任準備金戻入	3,542	
投資有価証券売却益	33,901	37,444
特別損失		
金融商品取引責任準備金繰入	808	
減損	58,494	
その他	6,121	65,424
税金等調整前当期純損失		161,592
法人税、住民税及び事業税	17,466	
法人税等調整額	△443	17,023
当期純損失		178,615
非支配株主に帰属する当期純損失		56,284
親会社株主に帰属する当期純損失		122,330

## 連結株主資本等変動計算書

（ 2020年4月1日から  
2021年3月31日まで ）

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2020年4月1日期首残高	2,000,000	888,408	5,377,184	△454,376	7,811,216
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△23,610		△23,610
親会社株主に帰属する 当期純損失			△122,330		△122,330
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	-	△145,941	-	△145,941
2021年3月31日期末残高	2,000,000	888,408	5,231,242	△454,376	7,665,274

	その他の包括利益累計額		非支配株主 持分	純 資 産 計
	そ の 他 有 価 値 証 券 評 価 差 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
2020年4月1日期首残高	△91,344	△91,344	972,629	8,692,500
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当				△23,610
親会社株主に帰属する 当期純損失				△122,330
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	211,400	211,400	△50,274	161,125
連結会計年度中の変動額合計	211,400	211,400	△50,274	15,184
2021年3月31日期末残高	120,056	120,056	922,354	8,707,685

## 連結注記表

当社の連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書は会社計算規則（平成28年1月8日 法務省令第1号）の規定のほか、「商品先物取引業統一経理基準」（平成5年3月3日付、社団法人日本商品取引員協会理事会決定）に準拠して作成しております。

### 1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

### 2. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- |              |   |
|--------------|---|
| ・連結子会社の数     | 4社  |
| ・主要な連結子会社の名称 | 株式会社フジトミ<br>株式会社日本ゴルフ倶楽部<br>株式会社小林洋行コミュニケーションズ<br>株式会社三新電業社 |

#### (2) 持分法の適用に関する事項

- |                |                |
|----------------|----------------|
| ・持分法を適用した関連会社数 | 1社             |
| ・主要な会社等の名称     | BLUE EARTH株式会社 |

#### (3) 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する事項

連結の範囲の変更

連結子会社看板資材株式会社は、2020年7月31日に清算終了しましたので当連結会計年度より連結の範囲から除いております。

#### (4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結会計年度と一致しております。

#### (5) 会計方針に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### 1. 有価証券

- |              |  |
|--------------|--|
| イ. 満期保有目的の債券 | 償却原価法（定額法）   |
| ロ. その他有価証券   |  |
| ・時価のあるもの     | 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）                |
| ・時価のないもの     | 移動平均法による原価法、連結子会社 株式会社フジトミは総平均法による原価法                          |
| ハ. 保管有価証券    | 商品先物取引の委託証拠金の代用<br>商品先物取引法施行規則第39条の規定により商品取引所が定めた充用価格によっております。 |

##### 2. デリバティブ

時価法

### 3. たな卸資産

- ・ 商品 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）
- ・ 原材料及び貯蔵品 最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）
- ・ 販売用不動産 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

#### ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- イ. 有形固定資産 定率法  
(リース資産を除く) ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。
- ロ. 無形固定資産 定額法  
(リース資産を除く) なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
- ハ. リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### ③ 重要な引当金の計上基準

- 貸倒引当金 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### ④ その他連結計算書類作成のための重要な事項

- イ. 退職給付に係る負債の計上基準  
従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。
- ロ. のれんの償却に関する事項  
のれんの償却については、その効果の及ぶ合理的な期間で均等償却を行っております。
- ハ. 消費税等の会計処理  
税抜方式によっております。
- ニ. 連結納税制度の適用  
連結納税制度を適用しております。

### 3. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

#### 4. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

#### 5. 会計上の見積りの変更に関する注記

該当事項はありません。

#### 6. 誤謬の訂正に関する注記

該当事項はありません。

#### 7. 追加情報

新型コロナウイルス感染症の影響については、今後の広がり方や収束時期等について統一  
的な見解がないため、それらを予測することは極めて困難であります。そのため、当社グル  
ープとしては、外部の情報源に基づく客観性のある情報等を踏まえ、経済活動への影響が今  
後数年程度に亘って続くものと仮定し見積りを実施しております。なお、新型コロナウイルス  
感染症の広がりや収束時期等の見積りには不確実性を伴うため、実際の結果はこれらの仮  
定と異なる場合があります。

#### 8. 連結貸借対照表に関する注記

##### (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

##### ① 担保に供している資産

現金及び預金	300,000千円
預託金	8,000千円
建物	319,274千円
土地	208,043千円
計	835,317千円

##### ② 担保に係る債務

商品先物取引法施行規則第98条第1項第4号の規定 に基づく委託者保護基金による代位弁済委託契約額	20,000千円
金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成24年 法律第86号）附則第4条第1項に基づく特定委託者 保護基金代位弁済保証額	20,000千円
1年内返済予定長期借入金	20,400千円
長期借入金	40,200千円
計	100,600千円

##### (2) 株式会社日本商品清算機構へ預託している資産

保管有価証券	255,636千円
投資有価証券	38,590千円
計	294,226千円



上記は、商品先物取引法等関係法令により預託すべき取引証拠金の代用として預託している資産であります。

- |  |               |
|--|---------------|
| (3) 分別保管資産 預託金（顧客分別金信託）                  | 20,000千円      |
| 金融商品取引法第43条の2の規定に基づき、日証金信託銀行に分別保管しております。 |               |
| (4) 有形固定資産の減価償却累計額                       | 2,241,019千円   |
| (5) 商品取引責任準備金                            | 商品先物取引法第221条  |
| (6) 金融商品取引責任準備金                          | 金融商品取引法第46条の5 |

## 9. 連結損益計算書に関する注記

### 減損損失

建物	5,522千円
その他の有形固定資産	2,880千円
ソフトウェア	48,230千円
その他の無形固定資産	1,770千円
その他の投資	91千円
計	58,494千円

## 10. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	10,094千株	一千株	一千株	10,094千株

### (2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	650千株	一千株	一千株	650千株

### (3) 剰余金の配当に関する事項

#### ① 配当金支払額等

2020年6月26日開催の第73回定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 23,610千円
- ・ 1株当たり配当額 2円50銭
- ・ 基準日 2020年3月31日
- ・ 効力発生日 2020年6月29日

#### ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの

2021年6月29日開催の第74回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

- ・ 配当金の総額 23,610千円
- ・ 1株当たり配当額 2円50銭
- ・ 基準日 2021年3月31日
- ・ 効力発生日 2021年6月30日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

## 11. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループの主たる事業は、商品先物取引及び金融商品取引の受託業務を行う投資・金融サービス業であります。これらの事業はすべて自己資金でまかなっております。資金運用については短期の預金及び満期保有目的債券等によっております。差入保証金は、当社グループ顧客が行っている商品先物取引に係る預り証拠金及び金融商品取引に係る受入保証金であり、商品先物取引に基づく清算機構及び金融商品取引所へ預託しております。また、委託者先物取引差金は当社グループ顧客が行っている商品先物取引に係る値洗い額であり、預り証拠金により担保されているため、リスクは非常に低いものであります。投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

長期借入金は主として設備投資に係る資金調達であります。

### (2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時 価 (千円)	差 額 (千円)
現金及び預金	3,299,537	3,299,537	-
委託者未収金	61,989	61,989	-
売掛金	141,193	141,193	-
有価証券	100,000	100,000	-
保管有価証券	257,031	369,410	112,378
差入保証金	3,857,751	3,857,751	-
委託者先物取引差金	402,847	402,847	-
投資有価証券	1,088,074	1,088,074	-
買掛金	66,490	66,490	-
短期借入金	100,000	100,000	-
未払法人税等	26,432	26,432	-
預り証拠金	2,475,061	2,587,439	112,378
受入保証金	1,987,921	1,987,921	-
長期借入金(1年内返済予定長期借入金を含む)	60,600	60,600	-
長期未払金	31,307	31,960	653

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券等に関する事項

- ・現金及び預金、委託者未収金、売掛金、委託者先物取引差金、買掛金、短期借入金、未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- ・有価証券、投資有価証券

時価について、株式は取引所の価格によっており、債券及び投資信託は取引所の価格または金融機関から提示された価格によっております。

- ・保管有価証券、預り証拠金（有価証券）

取引に基づくものであり、時価については、株式及び倉荷証券は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格または金融機関から提示された価格によっております。また、投資信託については公表されている基準価格によっております。

- ・差入保証金、預り証拠金（現金）、受入保証金

取引に基づくものであり、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- ・長期借入金

長期借入金については、変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映し、また当社グループの信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため当該帳簿価額によっております。

- ・長期未払金

長期未払金の時価については、合理的な利率で割り引いて算定する方法によっております。

(注2) 非上場株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「投資有価証券」（連結貸借対照表計上額26,950千円）には含めておりません。また、長期未払金（連結貸借対照表計上額1,785千円）については、支払い時期を見積もることが出来ず、時価算定が困難なため除外しております。

## 12. 企業結合等に関する注記

該当事項はありません。

### 13. 賃貸等不動産に関する注記

当社及び一部の子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用のマンション、オフィスビル（土地を含む）等を有しております。当連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は147,176千円（主な賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上）であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当期増減額及び時価は、次のとおりであります。

連結貸借対照表計上額			当連結会計年度末の時価
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
2,434,886千円	△54,293千円	2,380,593千円	3,707,094千円

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注2) 当期増減額のうち、主な増加額は不動産取得2,015千円であり、主な減少額は減価償却費56,302千円であります。

(注3) 当連結会計年度末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額、その他の物件については適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づく価格等によっております。

### 14. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	824円33銭
(2) 1株当たり当期純損失	12円95銭

### 15. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

### 16. その他の注記

該当事項はありません。

# 貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>1,964,876</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>53,276</b>
現金及び預金	1,840,095	1年以内返済予定長期借入金	20,400
売掛金	595	未払金	10,102
有価証券	100,000	未払費用	2,000
前払費用	4,282	未払法人税等	10,953
未収入金	20,169	その他の流動負債	9,820
その他の流動資産	227	<b>固 定 負 債</b>	<b>244,713</b>
貸倒引当金	△494	長期借入金	40,200
<b>固 定 資 産</b>	<b>5,593,775</b>	繰延税金負債	54,663
有形固定資産	3,275,181	退職給付引当金	14,449
建物	1,521,723	その他の固定負債	135,401
土地	1,691,698	<b>負 債 合 計</b>	<b>297,990</b>
その他の有形固定資産	61,759	<b>純 資 産 の 部</b>	
無形固定資産	226	科 目	金 額
ソフトウェア	226	<b>株 主 資 本</b>	<b>7,136,803</b>
投資その他の資産	2,318,367	資本金	2,000,000
投資有価証券	987,049	資本剰余金	887,445
関係会社株式	1,156,124	資本準備金	887,445
長期差入保証金	1,750	利益剰余金	4,703,734
長期前払費用	7,920	利益準備金	360,000
長期貸付金	15,523	その他利益剰余金	4,343,734
関係会社長期貸付金	150,000	別途積立金	4,400,000
<b>資 産 合 計</b>	<b>7,558,652</b>	繰越利益剰余金	△56,265
		<b>自 己 株 式</b>	<b>△454,376</b>
		評価・換算差額等	123,857
		その他有価証券評価差額金	123,857
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>7,260,661</b>
		<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>7,558,652</b>

# 損 益 計 算 書

（ 2020年4月1日から  
2021年3月31日まで ）

（単位：千円）

科 目	金 額	
営 業 収 益		
売 上 高	279,649	
関 係 会 社 事 務 代 行 収 益	3,000	
関 係 会 社 受 取 配 当 金	24,659	307,308
売 上 原 価		133,602
営 業 総 利 益		173,706
営 業 費 用		
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	286,892	286,892
営 業 損 失		113,185
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	2,860	
受 取 配 当 金	29,545	
受 取 保 険 金	834	
そ の 他	1,852	35,092
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	548	548
経 常 損 失		78,641
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	6,843	
関 係 会 社 清 算 益	2,668	9,511
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 償 還 損	2,121	
連 結 納 税 個 別 帰 属 額 調 整 損	9,559	11,680
税 引 前 当 期 純 損 失		80,810
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		△7,659
当 期 純 損 失		73,151

# 株主資本等変動計算書

( 2020年4月1日から  
2021年3月31日まで )

(単位：千円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金				自 己 株 式	株 主 資 本 計 合
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計		
					別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金			
2020年4月1日期首残高	2,000,000	887,445	887,445	360,000	4,500,000	△59,502	4,800,497	△454,376	7,233,566
事業年度中の変動額									
別途積立金の 取 崩					△100,000	100,000			—
剰余金の配当						△23,610	△23,610		△23,610
当期純損失						△73,151	△73,151		△73,151
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	△100,000	3,237	△96,762	—	△96,762
2021年3月31日期末残高	2,000,000	887,445	887,445	360,000	4,400,000	△56,265	4,703,734	△454,376	7,136,803

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
2020年4月1日期首残高	△69,268	△69,268	7,164,297
事業年度中の変動額			
別途積立金の 取 崩			—
剰余金の配当			△23,610
当期純損失			△73,151
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)	193,126	193,126	193,126
事業年度中の変動額合計	193,126	193,126	96,364
2021年3月31日期末残高	123,857	123,857	7,260,661



## 個別注記表

当社の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書は会社計算規則（平成28年1月8日法務省令第1号）に準拠して作成しております。

### 1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

### 2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### 1. 有価証券

##### ① 子会社株式

移動平均法による原価法

##### ② その他有価証券

・時価のあるもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

・時価のないもの

移動平均法による原価法

##### 2. デリバティブ

時価法

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

#### (3) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

##### ② 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

#### (4) その他計算書類作成のための基本となる事項

##### ① 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

##### ② 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

### 3. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

### 4. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

## 5. 会計上の見積りの変更に関する注記

該当事項はありません。

## 6. 誤謬の訂正に関する注記

該当事項はありません。

## 7. 追加情報

新型コロナウイルス感染症の影響については、今後の広がり方や収束時期等について統一  
的な見解がないため、それらを予測することは極めて困難であります。そのため、当社とし  
ては、外部の情報源に基づく客観性のある情報等を踏まえ、経済活動への影響が今後数年程  
度に亘って続くものと仮定し見積りを実施しております。なお、新型コロナウイルス感染症  
の広がりや収束時期等の見積りには不確実性を伴うため、実際の結果はこれらの仮定と異な  
る場合があります。

## 8. 貸借対照表に関する注記

### (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

#### ① 担保に供している資産

現金及び預金	250,000千円
建物	319,274千円
土地	208,043千円
計	777,317千円

#### ② 担保に係る債務

1年内返済予定長期借入金	20,400千円
長期借入金	40,200千円
計	60,600千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 1,223,882千円

### (3) 保証債務

以下の関係会社の金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

株式会社三新電業社 100,000千円

### (4) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

長期金銭債務 19,950千円

## 9. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	75,660千円
営業費用	6,405千円
営業取引以外の取引高	2,041千円

## 10. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	650千株	一千株	一千株	650千株

## 11. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

電話加入権	8,387千円
固定資産	1,333千円
投資有価証券	6,892千円
税務上の繰越欠損金	584,477千円
差入保証金	1,500千円
退職給付引当金	4,424千円
その他	1,364千円
繰延税金資産小計	608,381千円
評価性引当額	△608,381千円
繰延税金資産合計	一千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△54,663千円
繰延税金負債合計	△54,663千円
繰延税金負債の純額	△54,663千円

## 12. リースにより使用する固定資産に関する注記

該当事項はありません。

### 13. 関連当事者との取引に関する注記

関連会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	株式会社 フジトミ	53.63%	不動産の賃貸借契約	本社事務所の賃貸(注)1	39,660	その他の固定負債	19,950
子会社	株式会社 日本ゴルフ 倶楽部	82.36%	不動産の賃貸借契約 資金の援助 役員の兼任	ゴルフ場施設の賃貸(注)1	36,000	—	—
				資金の貸付(注)2	100,000	関係会社 長期貸付金	100,000
				利息の受取(注)2	1,000	—	—
子会社	株式会社 三新電業社	100.00%	資金の援助 役員の兼任	資金の貸付(注)2	50,000	関係会社 長期貸付金	50,000
				利息の受取(注)2	1,041	—	—
				債務保証(注)3	100,000	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 不動産の賃貸借契約については、市場価格、近隣の取引事例等を参考に交渉の上決定しております。
2. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利息を決定しております。
3. 債務保証については銀行からの借入に対して債務保証を行っております。
4. 取引金額及び期末残高には消費税等を含めておりません。

14. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	768円78銭
(2) 1株当たり当期純損失	7円75銭

15. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

16. 連結配当規制適用会社に関する注記

該当事項はありません。

17. その他注記

該当事項はありません。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2021年5月12日

株式会社小林洋行  
取締役会御中

Moore至誠監査法人  
東京都千代田区

代表社員 業務執行社員 公認会計士 吉村 智明 ⑩

代表社員 業務執行社員 公認会計士 森 脇 淳 ⑩

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社小林洋行の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社小林洋行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。  
監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。  
監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2021年5月12日

株式会社小林洋行  
取締役会御中

Moore至誠監査法人  
東京都千代田区

代表社員 公認会計士 吉村 智明 ㊞  
業務執行社員

代表社員 公認会計士 森 脇 淳 ㊞  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社小林洋行の2020年4月1日から2021年3月31日までの第74期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。



- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第74期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人Moore至誠監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人Moore至誠監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月13日

株式会社小林洋行 監査等委員会

監査等委員 霞 信彦 ⑩

監査等委員 加藤 周二 ⑩

監査等委員 西田 章 ⑩

(注) 監査等委員霞 信彦、加藤周二及び西田 章は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上